

Zenken 株式会社 留学プログラム約款（個人手配）

1. お申し込みの前に

申込者は、本約款を承諾の上、Zenken 株式会社（以下「当社」という）に対し留学プログラム、ワーキングホリデープログラム、インターンシッププログラム等に含まれるサービス（以下「プログラム」という）を申し込みます。

2. お申し込み方法

本約款に基づくプログラムの契約は、申込者が当社所定の申し込み方法により申し込みまたは申請をしたときに成立するものとします。ただし、一部のプログラムについては別途当社が定めるプログラム費用、サポート費用、手続き代行料または費用の一部を支払ったときに成立するものとします。

3. お申し込みの条件

当社は、本約款に基づくプログラムの申し込みがあった場合でも次に定める事由の一つあるいは複数が認められると当社が判断した場合、申し込みをお断りすることがあります。

- ① 申込者の学業成績が教育機関の評定基準や評定値に達していないとき。
- ② 申込者が未成年である場合に留学について親権者の同意がないとき。
- ③ 留学先定員に受入余裕がないときや入学可能性がないと判断したとき。
- ④ 希望する留学先への申し込み手続き及び渡航に必要な手続きを完了する時間的余裕がないとき。
- ⑤ 健康状態等の理由により渡航に不適当と当社が判断したとき。
- ⑥ 入学先教育機関が定める性別、年齢、資格、技能その他の条件に指定を満たしていないとき。
- ⑦ 申込者が入学先の教育機関の学習に不適当と当社が判断したとき及び当社の業務上の都合があるとき。

4. プログラムの範囲

① 教育機関への申し込み手続き

希望する教育機関への申し込みまたは入学申請に必要な手続きのいずれかを代行または手続きの支援をします。教育機関の審査により合否が決まる場合は、別途記載がない限り、教育機関からの合否を保障するものではありません。

② 滞在先の手続き

(a) 希望する教育機関が提供または斡旋するホームステイ、学生寮等の滞在先等の申し込み手続きを代行または手配の支援をします。ただし、申込者の希望により滞在先の手配をしない場合、もしくは教育機関が寮やホームステイの斡旋を行わない場合や、すでに定員に達しているため斡旋が不可能な場合には、この申し込み手続きの代行等は行いません。

(b) 当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合、当社はその責を追いません。

※教育機関によっては、出発日以前に、寮やホームステイ先の住所・部屋番号がわからないこともあります。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在することもあります。

③ 航空券の手配

日本国内の出発空港から海外の教育機関の最寄り空港までの往復航空券は、各自で手配するものとします。ただし、希望者には当社指定の旅行代理店を通じて航空券の手配を行うことができるものとします。手配にあたり、満席等の理由により、希望の日時や希望の航空会社の航空券が手配できない場合があります。代理店及び当社の責によらない事由で航空券が手配できなかった場合、代理店及び当社はその責を負いません。

④ 留学費用、入学手続きに必要な費用の支払い手続き

(a) 教育機関等への申請料、授業料、滞在費等の費用（以下、各種費用）の支払い手続き方法についてご案内いたします。申込者は現地教育機関等へ、クレジットカードまたは銀行振込等で直接お支払いいただけます。事前申告や特別な理由なく納付期限を延滞した場合、自動的に留学手配の取消となります。また、その場合は取消扱いとなり、「6条2項」規定の取消料及び取消し手数料を申し受けます。なお、お振込みの際の振込手数料は申込者負担となります。

(b) 各種費用の支払い手続きを必要に応じて代行いたします。当社所定の納付期限までに、指定の金額を当社指定の口座にお振込みいただけます。事前申告や特別な理由なく納付期限を延滞した場合、自動的に留学手配の取消となります。また、その場合は取消扱いとなり、「6条2項」規定の取消料及び取消し手数料を申し受けます。なお、お振込みの際の振込手数料は申込者負担となります。

(c) 各種費用の支払い手続きを当社が代行する場合、現地通貨を当社規定の為替レートで日本円に換算、海外送金代行手数料を加えた金額をご請求します。当社規定の為替レートは、請求時の週始めのみずは銀行の TTS レートに 3% を乗じた金額（小数点第二以下は切り捨て）で算出しています。

(d) 教育機関の単位取得数や滞在先の部屋タイプにより費用が異なるため、当社では各種費用を概算で算出、ご請求する場合があります。

⑤ 海外旅行保険・留学保険の加入手続き

海外旅行保険の加入手続きを行います。留学生を受け入れる教育機関の多くが留学生に保険の加入を義務付けており、当社では海外旅行保険への加入を強く推奨しております。

⑥ ビザ（査証）取得案内

ビザは申込者個人で申請いただけます。申込者の希望があった場合、別途有料にてビザ申請書類の作成サポートを行います。発給を保証するものではありません。ビザの発給がされない場合、それに伴う如何なる損害について当社は責を負いません。

5. 諸費用

① 手続き代行料

当社は、4週間以上の語学留学プログラム手配に限り、手続き代行料が無料です。4週間未満の手配には以下の各種費用に加えて 22,000 円（税込）の手続き代行料を申し受けます。

② 留学費用

当社は、出願料、滞在申込金等、入学手続きに必要な実費、教育機関の授業料及び入学登録費用、入寮予約金、滞在費、食費、その他留学期間中に必要になる費用については、教育機関から当社に寄せられた資料に基づいて算出し、申込者に請求、もしくは情報提供をします。ただし、教育機関が不定期に実施するプロモーション割引等についてはそれに該当しません。また、留学費用は教育機関、航空会社、その他支払先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

③ 宿泊費用

日程の関係上、出発地、途中経由地でホテル等の宿泊施設に宿泊することがあります。その場合、宿泊等に関する費用は申込者の負担となります。

④ 緊急連絡費用

緊急を要する場合や申込者の要請により、教育機関等に国際電話、ファクシミリ等を使用する場合には、1件につき 3,300 円（税込）及び実費をお支払いいただけます。この費用は全て申込者の負担となります。

6. 申込者からの契約内容の変更・取消し

① 変更

変更依頼は、書面またはメールにて受付、当社から変更確認の旨を申込者に通知した段階で適応されます。

(a) 教育機関の変更

申し込み後ただちに教育機関の手続きが開始されるため、申込者の都合で教育機関を変更する場合は、「取消し」の場合と同じ規定が適用されます。変更の手続きに関しては、新規申し込みとして手続きを行うものとします。

(b) 受講日程、希望コース等の変更

教育機関は変更せず、受講開始日を延期したり、受講コース、滞在先等を変更したりする場合は、教育機関の定めた約款・条件に基づいて行われ、1回の変更毎に当社規定の変更手数料 11,000 円（税込）を別途申し受けます。また、変更の際に、既に支払った申込金やデポジットが教育機関の事情により返金されない場合や教育機関の定める変更手数料を申し受ける場合があります。受講開始日を早める場合、受講開始日から 30 日前までにお申し出をいただかなかった場合は、特急料金としてさらに 11,000 円（税込）を別途申し受けます。受講開始日を未確定延期する場合ならびに変更希望を教育機関の都合で受け入れられないため留学を中止する場合は、「取消し」と同じ規定が適用されます。

② 取消し（キャンセル）

取消依頼は、書面またはメールにて受付、当社から取消確認の旨を申込者に通知した段階で適応されます。申込者の個人的都合でお申し込みを取り消す場合は、次の(a)(b)の取消料を申し受けます。

(a) 入学先の教育機関の定める取消料

(b) 当社規定の取消手数料 22,000 円（税込）

※取消しの時期に関わらず、手続き代行料または申込金の返金はできません。

③ 出発後の変更・取消し

日本出国後、申込者の都合で受講期間、教育機関を変更・取消しをする場合、教育機関の定めた約款・条件に基づいて行われるものとします。ただし差額の返金を伴う変更・取消しの場合は、教育機関からの返金が当社に着金した時点で、当社規定の為替レートで算出したものから、銀行の換算手数料及び当社規定の変更手数料または取消手数料を差し引いた金額を申込者指定の日本国内の銀行口座にお振込みするものとします。実際に返金できる時期は、お申し出の1~3か月後になります。なお、その際の振込手数料は申込者負担となります。

7. 免責事項

当社は、現地の教育機関を自ら運営するものではありません。従って当社は次の各項に関して、以下の通りその責を負いません。以下の免責事項に該当する場合、支払われたプログラム費用、手配料、各種実費等は一切返金されません。

① 教育機関によって手配できない条件がある場合

教育機関（主に公立・大学付属の学校）によっては、受講中に滞在していただく宿泊施設を事前に手配できず、現地に到着してから教育機関の担当者と相談していただくことがあります。その他、教育機関側の都合で希望の滞在先への手配が叶わない場合、当社はその責を負いません。

② 教育機関が契約を遂行できない場合

教育機関の都合でコース内容や条件が変更されたり、コースの一部または全部が実施されなくなった場合、当社は原状に復する努力をいたしますが、その変更や中止に伴う損害についてその責を負いません。

③ 希望コースに入学できない場合

手配をした時点で申込者が希望するコースがすでに満員であった場合、その旨を申込者に通知した上で第2希望の手配をします。第2希望がない場合は「6条2項」規定の取消料及び取消し手数料を申し受けれます。

■ 個人情報の取り扱いについて

当社は、当社が定める「個人情報保護ポリシー<https://www.zenken.co.jp/privacypolicy/>」及び「個人情報のお取り扱いについて<https://www.zenken.co.jp/privacypolicy/treatment/>」を遵守し、特に本約款に基づくプログラムにより取得する申込者の個人情報について、以下の通り取り扱います。

1. 個人情報の取得及び利用について

当社は適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下(2)に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

2. 取得する個人情報及び当該個人情報の利用目的について

- (1)申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、職業、勤務先または身分証明書等：
申込者が留学相談、申し込み、留学商品及びサービスをご利用いただく際に、希望される留学商品やサービスを当社が提供するため
- (2)上記(1)に加え日本での申込者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等：
留学先への入学手続きのため
- (3)上記(1)及び(2)で取得した情報：
・運送、宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領するための手続きのため
・より良い留学商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、当社及び当社と提携する企業やグループ会社の商品ならびにサービスのご案内を申込者にお届けするため
・留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするため
- (4)上記(1)~(3)のいずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込者の個人情報を当社へ提供いただくか否かについては、申込者自身が選択できるものであり、申込者自身に判断を委ねます。
- (5)申込者から提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品及びサービスをご利用いただけない場合があります。

3. 個人情報の第三者提供について

- (1)当社は、法令及び本約款に定める場合を除き、個人情報を事前に申込者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。
- (2)当社は、申込者へ留学商品及びサービスを提供する上で必要と判断した場合は、申込者が提供した申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報を、予め当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業（航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配会社等の業務委託先）に開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。

- ④ パスポート（旅券）・ビザが取得できない場合及び入国できない場合
申込者のパスポートまたはビザが発給されない場合、日本国または渡航先国の判断により入国できない場合、または現地での入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。また、その場合は取消し扱いとなり、「6条2項」規定の取消料及び取消し手数料を申し受けれます。
- ⑤ 天災地変、戦争、テロ、ストライキ、伝染病、その他不可抗力による場合
- ⑥ その他の場合
法令、公序、良俗に反する行為のために生じた損害は個人に帰します。また、教育機関等の規則に違反した場合、申込者の責となり、当社はその責を負いません。

8. その他

- ・当社は、当社の責によらない事由により申込者がなんらかの損害を受けた場合、その責を負いません。当社プログラムについて訴訟請求を希望される場合は、当社の本店所在地を管轄する裁判所へ願います。
- ・当社は、申込者の個人データ及び秘密である旨を書面又は電磁的方法により明示された具体的な情報を外部に漏らしません。ただし、現地サポート、事故対応時に当社と提携する海外サービス機関に申込書の内容を開示します。
- ・当社は、本約款に記載された範囲でプログラムを実施します。渡航先で申込者に生じた損害の責任は申込者本人に帰し、当社はその責を負いません。
- ・本約款の内容は、2024年11月1日以降に申し込まれる全ての契約に適用されます。また本約款は、当社の判断により変更されることがあります。本約款の変更は、当社が変更内容を当社所定の方法で周知し、周知の日から7日以内に申込者が当社に対し書面で異議を申し出ない限り、当該周知の日から8日の経過により効力が生じ、申込者は当該変更内容に同意したものとみなします。

せん。次の②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

- ① 申込者本人が個人情報の開示に同意している場合
 - ② 法令により開示が求められた場合
 - ③ 申込者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合
 - ④ 統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
- ### 4. 個人情報の管理について
- 当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込者が提供した個人情報の内容を、申込者の同意を得ずして変更することはいたしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。
- ### 5. 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について
- 当社は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

6. 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。

Zenken 株式会社 個人情報保護管理責任者 取締役管理本部長

連絡先：03-4212-2910（お客様相談室）平日のみ9:30~17:30

令和6年（2024年）12月1日改定

滞在先についての同意事項

以下の通り、寮及びホームステイでの現地滞在についての概要や注意事項をご理解の上、この先の留学手続きの継続ならびに渡航をいただきますよう、お願い申し上げます。

本件について、ご不明な点等ございましたら、お気軽に担当者までお問合せください。

寮滞在

海外留学では、現地教育機関の規定に基づき留学生が入寮できる寮が選定され、その中から留学生が希望の条件などを提示、最終的には現地教育機関が滞在先を決定します。大学や教育機関において、寮は留学生が海外生活を安心して過ごせるよう設計されていますが、他の学生との共同生活には特有の課題も伴います。

寮は通常、相部屋または個室で構成されており、相部屋の場合、異なる文化や生活習慣を持つルームメイトと一緒に過ごすこととなります。例えば、睡眠や勉強の時間、部屋の清潔さ、音楽や会話の音量といった日常生活の些細な違いが、意見の食い違いにつながる場合があります。このような事案を解決するため、自らルームメイトとの話し合いの場を設けることが大切です。また、こうしたトラブルに対応するため、多くの寮では、困ったときに寮スタッフ（大学寮の場合は大学職員や学生スタッフ／民間寮の場合は寮の職員）が相談に応じる体制が整えられています。必要に応じて当該スタッフに相談することが求められます。さらに、寮内で提供されるワークショップやイベントは、コミュニケーションスキルや異文化理解を深める貴重な機会となります。こうしたサポートにより、寮生活は単なる居住手段ではなく、人間関係を学び、文化の壁を越えて他者と協力する力を養う場として提供されます。

そのため、寮は一時的な宿泊施設（ホテル）のような役割ではなく、学生自身の希望による部屋の移動やルームメイトの変更が受け入れられないことが一般的です。

寮のスタイル／ルームメイト

大学寮の手配では、指定されるオンラインポータルサイト上で、希望内容を入力します。その後、出願や寮の申し込み書類が受領された順に手配が進められます。最終的には、留学生の希望条件等を踏まえて手配先の寮が通知されます。民間寮の場合は事前の空き状況に応じて仮押さえの手続きを行います。

ルームメイトは現地生または留学生ですが、同じ在籍校や同じ国籍の学生がルームメイトになる可能性もあります。異性と同一寝室にプレースされることはありませんが、寮によっては同じフロアに異性が滞在している場合や Student House といった男女共有のシェアハウスの環境の場合もあります。

主に大学寮では、キャンパス内での Meal Plan（食券や食事カード）などを利用、時間指定はなく、決められた数の食事を決められた期間で消化するスタイルが一般的です。民間寮の場合、食事プランはなく、自炊が一般的です。

<注意事項>

- ・寮の申し込み = 寮の確約、とはならず、手配途中で、教育機関（大学や語学学校）の受け入れは決まっても、寮の手配ができないとして現地から通知が届くことが稀にあります。その場合、現地教育機関からは、ホームステイでの手配、出発時期の延期などの提案となる可能性があります。また、一人部屋や二人部屋を希望した場合でも、空き状況によっては三人部屋またはそれ以上の複数部屋が手配されることがあります。一人部屋の場合でも、隣の部屋の音が聞こえる騒音問題など、個室ならではの問題が生じる可能性もあります。
- ・手配先によっては、部屋の情報が出発直前に届く場合もあります。また、ルームメイトの情報は事前に判明しないことが一般的です。
- ・手配先により、備え付けの家具や寝具の内容が異なります。必要に応じて事前または現地到着後に購入をいただきます。
- ・個人的な理由や現地が認めない理由による部屋やルームメイトの変更はできません。

<寮生活におけるトラブル例>

生活リズムの違い

留学生が勉強のために夜遅くまで起きている一方で、ルームメイトは早朝に起きる生活をしている場合、照明や音の問題が生じることがあります。例えば、留学生が夜中に電気をつけて勉強することで、ルームメイトが睡眠不足を訴えるケースです。

部屋の清潔さに関する意識の違い

留学生が頻繁に掃除をする習慣を持っているのに対し、ルームメイトが散らかし放題で生活する場合、部屋の使い方について不満が高まる場合があります。特に共有スペース（机やクローゼット、バスルームなど）が散らかることで、トラブルに発展することがよくあります。

食べ物やにおいに関する問題

留学生が母国の伝統的な料理を持ち込んだり、部屋で調理を行ったりした際に、香辛料や食材のにおいがルームメイトにとって不快と感じられる場合があります。このような文化的な違いが摩擦の原因となることがあります。

訪問者に関するトラブル

ルームメイトが友人を頻繁に部屋に呼ぶことで、プライバシーが損なわれたり、勉強に集中できない状況が生じることがあります。特に深夜に友人が集まる場合、騒音や迷惑行為が問題となることがあります。

物の共有に関する意識の違い

共有スペースや物品（冷蔵庫や電子レンジなど）の使用ルールが明確でない場合、勝手に相手のものを使ったり、共有物が壊れることで不満が生まれることがあります。特に高価なアイテムや個人的な物が関与する場合、トラブルが深刻化することもあります。

文化的な無理解や偏見

ルームメイトが留学生の文化や宗教的な習慣を理解していない場合、不適切な発言や行動が問題になることがあります。例えば、特定の宗教的な理由でアルコールや特定の食べ物を避けている場合に、それを軽視する発言が対立を引き起こすことがあります。

音楽や娯楽の好みの違い

ルームメイトが大音量で音楽を流したり、頻繁に動画を視聴することで、留学生がストレスを感じる場合があります。特に、異なる言語やジャンルの音楽が問題の種となることがあります。

ホームステイ

ホームステイにおけるファミリー（ホストファミリー）は、現地教育機関またはホームステイ斡旋機関がそれぞれの規定に基づき、選定された家庭です。しかしながら、新型コロナを経て、ホストファミリーの登録数は激減し、さらに受け入れを継続しているホストファミリーにおいても過去の生活水準を維持することが難しくなっています。

① ファミリーの人種・家族構成等

人種、文化的背景、宗教、家族構成、経済状況など、以下に挙げる例を含め、如何なるリクエストをすることはできません。

例) アジア系・ラテン系・アフリカ系など、様々な人種や文化的背景をもった家庭があります。一部のご家族では日本のバックグラウンドがある家族のメンバーがいる場合もあります。

家族構成においては、母子家庭、老夫婦、共働き、同性婚、子供の有無や性別など、様々な家族構成の選択肢から選定されます。

② 食事

ファミリーの日常の生活で提供される食事が留学生にも同じように提供されます。専業主婦のホストマザーがいるからといって、日々、手作りの食事が提供されるとは限りません。欧米では冷凍食品やデリバリーが日々の生活でも多用されることも珍しくありません。ベジタリアンやビーガン、逆に BBQ や肉料理が中心となる場合もあります。味付けも様々です。むしろ、日本食のような栄養バランスのとれた食生活を期待することは難しく、自分に合った食事を求めるのではなく、現地の生活に自分が合わせる努力をすることが大切です。朝食はコーンフレークやオートミールシリアル、トーストなど簡単に自分で済ませることが多くなるかもしれません。日々の食事が自分に合わないことを不満に思う場合には、まずホストファミリーに希望や意向を伝えて、買い出しに同行したり、料理をする機会を設けて、自分の好みをホストファミリーにも共有してみましょう。

現地到着後、朝食や夕食の時間、準備の仕方、キッチンの利用についても確認をしましょう。

③ ペット

一般的に海外ではペットを飼っていないファミリーを探す方が難しいと認識されています。日本の学生はペットアレルギーを持つ方、ペットが苦手な方も多くいるとされていますが、原則、ペットのいないファミリーを指定することはできません。アレルギーの程度によっては飲み薬などを持参し、各自対応をすることが求められます。

④ 通学時間

現地教育機関やホームステイ斡旋機関では、大学までの通学時間の目安を1時間前後にホストファミリーを選定しています。しかしながら、急激なホストファミリー数の減少に伴い、一部の地域ではそれを大幅に超える通学時間が必要となる場合もあります。また、大学までの送迎はホストファミリーの義務ではないため、バスなどの公共交通機関を利用しての通学が一般的です。比較的都会と認識されるエリアであっても、バスを1本逃すと次の運行が1時間後になることも珍しくありません。渋滞等で予想される通学時間を大きく超えることを想定の上、出発時間や帰宅時間を柔軟にご対応いただく必要があります。

乗車方法やルート、運行スケジュールは現地での生活が始まり次第すぐにホストファミリーと相談の上、通学に備えてください。

⑤ 週末の過ごし方／団らん

家庭環境によっては、毎日ホストファミリーと定期的なコミュニケーションの時間があるとは限りません。週末も必ず繁華街やショッピングに連れていってくれることを期待はできません。

しかしながら、せっかくの留学を最大限満喫することも重要な取り組みの1つとして、ホストファミリーとは日々コミュニケーションを試みながら、行ってみたい場所、やりたいことなど、自身の希望をホストファミリーにとって無理のない範囲で伝えてみるようにしてみてください。

⑥ ホームステイ環境

ホームステイ先では原則、1人部屋（シングルルーム）が用意されます。

それ以外の環境については、原則、ホストファミリーのハウスルールに従って過ごすことが求められます。※一部のホームステイ手配では1人部屋でない場合もあります。

⑦ ハウスルール

多くのホストファミリーでは、お手伝いやシャワーの時間、スマホやWi-Fi利用、自室の管理、門限、異性との交流など、様々なルールが設けられています。それらの多くは生活を規制する目的ではなく、留学生を受け入れる中で、お互いの生活を尊重し、安全に過ごすために必要なルールであることを理解してください。留学生は「ゲスト」ではなく、ホストファミリーにおける家族の一員として過ごすことが求められます。

⑧ ハウスメイト

家の規模に応じて、他の留学生がハウスメイトとして手配／登録されていることがあります。入居直後には自分ひとりでも、時期を問わず留学生の受け入れがされることもあります。その場合の国籍や性別を指定することはできません。

⑨ 日本人留学生

日本の大学からの1年留学や学期留学の場合など、可能な限り同じ在籍校の学生が同じホストファミリーに手配／登録されないようリクエストをあげますが、現地手配事情によっては、時期や期間を問わず、そのリクエストが叶わない場合がありますことをご理解ください。

⑩ その他

上記の事案について、ホストファミリー情報が提示された際の内容が留学終了まで維持されることを確約することはできません。渡航後にホストファミリーが変更になったり、現地事情により、突然のホストファミリー変更や短期的な移動が求められることもあります。

また、正当な理由なくホストファミリーの変更を申請することはできません。万が一、一方的とられる変更の意志をホストファミリーやホストファミリー斡旋機関に伝えた場合、ホストファミリーからの退去要請を受けることもあります。